

教育委員会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要綱（平成20年12月24日施行。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 要綱第3条に定める対象業務（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格（単価契約にあっては、執行予定額）が200万円を超える業務委託とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第7号まで又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。

(対象業務の公表)

第3条 要綱第6条の規定による対象業務の公表は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載することにより行うものとする。

2 対象業務の公表期間は、原則5日間（ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）とする。

(入札参加申込の手続)

第4条 要綱第7条第2項に規定する関係書類とは、履行実績に係る契約書の写し等をいう。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第5条 資格要件等を満たしている希望申込業者について、すべて指名するものとする。

2 資格要件等を満たす希望申込業者が2者未満の場合は、希望型指名競争入札の手続きは中止し、改めて指名競争入札により実施するものとする。

3 前項の規定により指名競争入札に切替える場合において、希望申込業者が1者であったときは、指名業者選定に際し、当該業者を原則として考慮するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。